

## さいたま市指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定審査基準要領

### （主旨）

第1 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第59条第1項に規定する医療機関のうち、精神通院医療を担当する医療機関の指定について、指定に係る審査の基準を定めるものとする。

### （指定指針）

第2 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

### （医療機関の体制及び設備）

第3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていることが望ましいこと。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

### （主として担当する医師等の資格）

第4 病院及び診療所にあつては、自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、（1）のみを満たしていることとする。

- (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。
- (2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後から通算して3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

2 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

3 訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保険法

(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)をいう。)が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。)にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。